

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 健康増進課

不利益処分の内容	とちぎメディカルセンター運転資金貸付金の延滞金	
根拠法令等及び条項	とちぎメディカルセンター運転資金貸付要綱第10条	
処分基準	根拠条項	とちぎメディカルセンター運転資金貸付要綱第10条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>とちぎメディカルセンター運転資金貸付要綱抜粋 (延滞金)</p> <p>第10条 市長は、とちぎメディカルセンターが償還日又は繰上償還の指定日に貸付金を償還しないときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条の規定に準じ、当該償還日又は繰上償還の指定日の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき額に対して、年10.95パーセント（年365日の日割計算）の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。</p>	